

## 中小企業振興円卓会議規約

### (名称)

第1条 本会は、中小企業振興円卓会議（以下「円卓会議」という。）と称する。

### (円卓会議の目的及び設置)

第2条 円卓会議は、地域経済の活性化を目的に、その重要な担い手である中小企業の振興を民間団体主導で推進していくための機関として、中小企業振興円卓会議（以下「円卓会議」という。）を設置する。

### (円卓会議の活動)

第3条 円卓会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 松山市中小企業振興基本条例に定める事項、その他必要な事項について、調査・検証等を行い、市長に対して効果的な施策等に関する意見を行うこと。
- (2) 民間団体等、企業及び行政との相互連携による中小企業振興の促進に関すること。
- (3) その他中小企業の振興を推進していくにあたり必要な事項に関すること。

### (円卓会議の組織)

第4条 円卓会議の委員は、別表に掲げる所属団体等から推薦のあった者をもって組織する。

### (円卓会議の役員)

第5条 円卓会議に次の役員を置く。

- (1) 座長 1名
- (2) 副座長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 役員は、委員の互選により選任する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、座長及び副座長は再任を妨げない。
- 4 座長は、円卓会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長が、その職務を代理する。
- 6 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査し、円卓会議に報告する。なお、監査を行う際は、松山市財務会計規則を準用する。

### (円卓会議の会議)

第6条 円卓会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が会議の議長を務める。

- 2 円卓会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させることができる。

4 円卓会議における協議事項については、出席委員の過半数で決するものとする。

(円卓会議の解散)

第7条 円卓会議を解散する場合は、円卓会議構成員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

(専門部会の設置及び目的)

第8条 座長は、円卓会議構成員の4分の3以上の同意を得て、円卓会議が必要とする事項について専門的な見地から調査、検証等を行うための専門部会を設けることができる。

(専門部会の活動)

第9条 専門部会は、円卓会議から付託された事項について活動を行う。

(専門部会の組織)

第10条 専門部会の委員は、部会の目的に賛同し、円卓会議から付託された事項について活動する者で構成するものとする。

(専門部会の役員)

第11条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、円卓会議の委員により選任する。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会長が、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第12条 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が会議の議長を務める。

2 専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会長は、必要に応じ、関係者を会議に出席させることができる。

4 会議における協議事項については、出席委員の過半数で決するものとする。

(専門部会の報告)

第13条 部会長は、専門部会における協議の経過及び結果について、座長に報告しなければならない。

2 座長は、必要があると認めるときは、部会長に審議の経過の報告を求めることがある。

(専門部会への入会)

第14条 部会委員として入会しようとする者は、入会申込書により部会長に申し込み、円卓会議の審議を経て座長の承認を得なければならない。

(専門部会の退会)

第15条 部会委員は、専門部会を退会しようとするときは、退会届によりその旨を座長に届け出なければならない。

2 部会委員が死亡し、又は解散したときは、専門部会を退会したものとみなす。

(専門部会からの除名)

第16条 部会委員が専門部会の名誉を毀損し、又は部会の目的に反する行為をしたときは、円卓会議の議決を経て、これを除名することができる。

2 前項の規定により部会委員を除名しようとするときは、除名の議決を行う円卓会議において、その部会委員に弁明の機会を与えなければならない。

(専門部会の解散)

第17条 専門部会を解散する場合は、専門部会構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(事務局)

第18条 円卓会議及び専門部会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、松山市産業経済部地域経済課に置く。

3 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 会の開催案内に関すること。
- (2) 会の議題等の資料作成に関すること。
- (3) 会の庶務及び会計に関すること。
- (4) その他、会の運営に関し必要な事項。

4 事務局長は、松山市産業経済部地域経済課長が担うものとする。

5 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の運営に関する事。
- (2) 物品購入その他円卓会議の運営に必要な契約の締結に関する事。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事。
- (4) その他軽易な事項に関する事。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、円卓会議及び専門部会の運営に関し必要な事項は、座長が円卓会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年 6月 4日から施行する。

附 則

本改正規約は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

本改正規約は、平成29年 3月16日から施行する。

## 別表

	団体等名	備考
1	松山商工会議所	経済団体
2	北条商工会	経済団体
3	中島商工会	経済団体
4	愛媛県中小企業団体中央会	経済団体
5	愛媛大学	学識経験者
6	松山大学	学識経験者
7	公益社団法人 松山法人会	支援団体
8	愛媛県中小企業家同友会	経済団体 (中小企業)
9	公益財団法人 えひめ産業振興財団	支援団体
10	株式会社 日本政策金融公庫	政府系金融機関
11	株式会社伊予銀行	金融機関
12	株式会社愛媛銀行	金融機関
13	愛媛信用金庫	金融機関
14	愛媛県若年者就職支援センター	雇用労政
15	特定非営利活動法人ワークライフ・コラボ	市民活動団体